

毎週火、金曜日発行（但休日には休む）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県治山事業施行規程
- ◇告示 米飯提供業者の登録
公共測量の実施通知
土地の公用廃止
定期外健康診断の実施
建設業者登録のまつ消
気高郡青谷町の大字及び字の区域変更
土地改良区の役員変更
土地改良事業の認可
- ” 土地改良区設立の認可
- ” 鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区画整理
変更設計書及び施行規程の認可
- ◇人委規則 鳥取県人事委員会委員長の選挙等に関する規則
- ◇公告 齒科技工士試験の合格者

規 則

鳥取県治山事業施行規程をここに公布する。

昭和三十二年十月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第四十四号

鳥取県治山事業施行規程

(総則)

第一条 治山事業の施行については別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(事業の施行)

第二条 知事は、毎年度予算の範囲内において、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 崩壊地復旧事業
- 二 はげ山復旧事業
- 三 荒廃防止事業 (A)
- 四 ” ” (B)
- 五 災害荒廃地復旧事業

- 六 地すべり防止事業
 - 七 水源林造成事業
 - 八 海岸砂地造林事業
 - 九 防潮林造成事業
 - 十 防風林造成事業
 - 十一 防霧林造成事業
 - 十二 水害防備林造成事業
 - 十三 なだれ防止林造成事業
 - 十四 林地荒廢防止施設災害復旧事業
- (施行の場所)
- 第三条 前条の事業は、知事が国土保全上、治山事業を施行する必要を認めた民有地について施行する。
- (費用の負担)
- 第四条 第二条の事業に要する費用は、全額県費をもつてあてる。
- (施設の帰属)
- 第五条 第二条の事業の施行により施設された工作物及び植栽木等は、その土地の所有者に帰属する。ただし、

その土地につき地上権が設定されている場合は、当該工作物及び植栽木は地上権者に帰属するものとする。

(土地所有者の義務)

第六条 前条の工作物及び植栽木について土地所有者又は地上権者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 工作物又は植栽木の保護管理
- 二 火災の予防又は消防
- 三 盗伐、誤伐、侵墾、その他加害行為の予防又は防止
- 四 有害鳥獣の駆除
- 五 被害状況の報告

2 前各号の場合知事が必要と認めるときは、その方法等を指示することができる。

(義務の承継)

第七条 この規定により生じた土地所有者又は地上権者の義務は、その土地所有者又は地上権者の承継人に対してその効力を有する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し昭和三十二年度事業から適用する。
- 2 鳥取県治山事業施行規程(昭和二十八年十月鳥取県告示第四百六十一号)は、廃止する。
- 3 昭和三十一年度以前にかかる事業については、なお、従前の例による。

登録番号 氏 名 名称又は屋号

七六一 小谷 孝一

七六二 中島 豊司 市立鳥取市民病院

七六三 石田 ハマヨ ヤマトホテル

鳥取県告示第五百二十号

次のとおり公共測量を実施する旨、中国電気通信局長から通知を受けた。

昭和三十三年十月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

告 示

鳥取県告示第五百十九号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十三年十月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

住 所 営業所の所在地

東伯郡東郷町方地八九〇 住所に同じ

鳥取市古市

瓦町一八五

一 作業の目的 電信電話地図作成

二 作業の期間 昭和三十三年十月十五日から昭和三十三年十一月三十日まで

三 作業地域 倉吉市

四 測量方法 平板測量及び地図編集

鳥取県告示第五百二十一号

次のとおりその公用を廃止する。

昭和三十三年十月二十二日

鳥取県知事 遠 藤

茂

- 一 鳥取市雲山字五反田三五八の四番地先
- 一 鳥取市雲山字五反田三五八の二番地先

農道 七、三〇坪
水路敷 七、四二坪

(関係図面は土木部管理課に保管)

鳥取県告示第五百二十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第五条の規定に基き定期外の健康診断を次のとおり定めこれを実施する。

昭和三十三年十月二十二日

鳥取県知事 遠 藤

茂

- 一 健康診断を受けるべき者

1 理容師法第二条及び美容師法第三条の規定により

免許を受け営業をしている者及びその従業者

2 あん摩師、はりきゆう師及び柔道整復師法第二条の規定により知事の行う試験に合格しその業をしている者

二 健康診断の実施期日

昭和三十三年十月七日から昭和三十三年十一月四日まで

三 検診の場所

郡家保健所、智頭町旧智頭保健所、若桜町役場保健室

四 健康診断の実施区域

郡家保健所管内一円

鳥取県告示第五百二十三号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十三年十月二十二日

鳥取県知事 遠 藤

茂

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

まつ消年月日

鳥取県知事登録 (は)第三六九号

昭三〇、七、一

株式会社 角和組

鳥取市東品治町一五

青柳 寿久

昭三二、七、一

〃 二七三号

〃

西 古 組

西伯郡淀江町淀江七一三

西古七五三

〃

〃 二二〇号

〃 八、一

相互土建企業組合

鳥取市元大工町四五

田村 政一

〃 八、一

〃 三八八号

〃

松 岡 組

気高郡青谷町青谷四〇二六

松岡 健二

〃 八、二〇

〃 (は) 一八号

〃 八、二〇

杉 本 組

東伯郡東伯町下伊勢五六三

杉本 精一

〃 八、二〇

〃 (は) 三九三号

〃 八、一六

有 田 組

八頭郡用ヶ瀬町用ヶ瀬四一四

有田 富治

〃 八、一六

〃 (は) 二八号

〃 八、二〇

森脇工務店

倉吉市河原町一、九〇八ノ二

森脇好治郎

〃 八、二〇

〃 (は) 二二二号

〃 八、六

奥 山 組

米子市上新印一八〇

奥山 啓治

〃 八、六

〃 二五四号

〃 三、二

森 口 組

岩美郡国府町大字宮ノ下一八

森口 達治

〃 三、二

〃 二二二号

〃 八、六

沢 米 組

日野郡江府町美用一、五九八

新山 隆美

〃 八、六

〃 三八四号

〃 六、一四

井 田 組

西伯郡日吉津村大字富吉一、〇三三ノ一

井田真寿人

〃 六、一四

〃 三八二号

〃 六、二

尾 組

米子市西福原米川向鍋屋尾東

国尾 俊夫

〃 六、二

〃 三八三号

〃 六、四

株式会社梶野鉄工所

〃 道笑町四丁目一三八

梶野清三郎

〃 六、四

鳥取県告示第五百二十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十九条第一項の規定により、昭和三十三年十月一日から気高郡青谷町の大字及び字の区域を次のとおり変更した。

昭和三十三年十月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

藏内字上徳田四四ノ一、四三ノ一の内字中河原三ノ一の内、一の内、三ノ二の内、二ノ三、二ノ四、二ノ五、二ノ二の内二ノ一の内字藤田一の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字早牛字カヤマに変更。

早牛字カヤマ五三ノ三の内、五四ノ二の内、六一ノ一の内、六一ノ二の内、五四ノ一の内、五五の内、五六、五七ノ二の内、字中河原二ノ一の内字藤田一の内、一二の内、及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字北田に変更。

藤内字上徳田三九ノ一の内、四〇の内、四一の内、四二

ノ一、四三ノ一の内字藤田一の内、一〇ノ一の内、七、六、八の内、九の内、一〇ノ二の内、及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字早牛字中河原に変更。

藏内字下徳田二九ノ一の内、三二ノ一、三三、三四、三五、三六、三七ノ一、三八ノ一、字桜ヶ坪一の内、二の内、二ノ一の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字藏内字上徳田に変更。

大坪字横稗田二〇ノ一の内、一一二、一一二ノ一、字稗田一二二ノ一の内字桜ヶ坪、五の内、六の内、七の内、八ノ一の内、一〇の内、一一の内、一二の内、二〇の内及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を大字藏内字下徳田に変更。

藏内字上徳田四一の内大字早牛字中河原五の内、大字大坪字観音堂、一九一ノ一、一九二ノ一の内、一九一ノ二の内、一九〇ノ一、一九〇ノ二、一八九の内、一八九ノ一の内字稗田二二四、一二五合併地の内、一二三の内、一二二ノ一の内、及びこれに伴う道路水路

路等の国有地の全部を大字藏内字桜ヶ坪に変更。

藏内字船山崎二二五の内、二二三の内字細工谷一三九、一四〇ノ一の内、一四〇の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字藏内字石ヶ坪に変更。

大坪字穴尾一一二の一、一一二ノ三を大字藏内字立岩に変更。

藏内字船山崎二一九の内、二二〇、二二一の内、字石ヶ坪六九の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字藏内字細工谷に変更。

藏内字細工谷一五二の内、一五三ノ二の内、一五三ノ三の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字藏内字川淵に変更。

藏内字細工谷一五二の内字川淵二〇八の内、二〇九の内、二一一の内字石ヶ坪六五の内、六八の内、六九の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字藏内字船山崎に変更。

奥崎字藪ヶ鼻三九七ノ三の内、三九九の内、四〇一の内、四〇四ノ一の内、大字大坪字三反田六三の内、六四、

六五ノ二、六五ノ一、六六、六七ノ一の内、七一の内、七九ノ一の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字大坪字イカウ松に変更。

大坪字頭無シ八七ノ一の内大字奥崎字藪ヶ鼻四〇四、四〇四ノ一の内、四〇五、四〇六大字大坪字イカウ松三ノ三、三二ノ四の内、三二ノ一の内、四〇の内、四一ノ一の内、四二の内、四八ノ内字家ノ前二六一の内字五輪一五〇ノ二の内、一四九ノ一、一四九ノ二の内字橋詰一四七ノ一、一四六の内字大繩手一四三ノ三の内、及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字大坪字三反田に変更。

大坪字穴尾一〇六の内、一〇七ノ一の内、一〇八ノ一の内、一〇九ノ四の内、字頭無シ九一の内、九〇の内、九二ノ一、九二ノ二の内、八七ノ二の内、八七ノ一の内、九四、九五、字三反田八四の内、八五の内、八六の内字大繩手一四二の内、一四三ノ三の内、及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字大坪字大上軍に変更。

大坪字大繩手一八ノ二、一三六の内、一三七の内、一三八の内、一三九ノ二の内字大上軍一〇一の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字大坪字穴尾に変更。

大坪字横稗田一一九ノ一、一一七ノ一、一一七ノ二、一一八ノ一、一一八ノ四、一一八ノ五、一二〇ノ一の内字大繩手一三四の内、一三五、一三六の内、一三七の内、一三八の内、一三九ノ一、一三九ノ二の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字大坪字稗田に変更。

大坪字稗田一二四、一二五合併地内、一二六の内、一二七の内、一二八の内、一二九、一三〇、字五輪一五七、一五八ノ一の内、一五八ノ二の内、一五四ノ二の内、一五六ノ一の内、一四八の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字大坪字大繩手に変更。

大坪字大繩手一四三ノ一の内、一四三ノ二の内、一四三ノ三の内、字橋詰一四五ノ一、一四五ノ二、一四六

の内、一四七ノ二、一四七ノ一の内字三反田七八の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字大坪字五輪に変更。

藏内字桜ヶ坪一四の内、一五の内、一六、一七、一八、一九の内大字大坪字稗田一二四、一二五、合併地内、一二六の内、一二七の内、一二八の内字五輪一五八ノ一の内、一五八ノ二の内、一五四ノ二の内、一五四ノ一の内、一五五の内一五三、一五二の内字家の前二三二の内、二四五ノ二の内、二四六ノ七の内字観音堂二〇七の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字大坪字青木に変更。

藏内字桜ヶ坪三ノ一の内、四の内、八の内、一〇の内、九、一四の内、一五の内、大字大坪字青木一七三の内、一七四の内、一七八の内、一七九ノ一の内、一七九ノ二の内、一七九ノ三の内、一八〇の内、一八一の内、一八二の一、一八二ノ二、字岸ノ上二〇九ノ一の内、二二〇の内、二二一の二大字早牛字藤田一五の内、二三の内、一四の内、一〇ノ二の内、一

〇ノ三の内、九の内、八の内、字中河原五の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字大坪字観音堂に変更。

大坪字観音堂二〇七の内、二〇八の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字大坪字岸ノ上に変更。

大坪字五輪一五〇ノ二の内、一五〇ノ三の内、一五二の内、一五〇ノ一、一五二岸ノ上、二三一の内二二九ノ一、字観音堂二〇七の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字大坪字家ノ前に変更。

青谷字ツキト一二五ノ二、一二五ノ三の内、一二八ノ一の内を大字奥崎字下前田に変更。

奥崎字横枕六九ノ二の内、七一の内、字下前田五四ノ三の内を大字奥崎字上牛ノ森に變更。
奥崎字上牛ノ森三三ノ二の内字横枕七一の内字中台一五六の内、一五六ノ二の内、一五七ノ三の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字奥崎字下前田に変更。

奥崎字上横枕九七ノ一の内、九八ノ一の内、九七ノ二の内、九八ノ二、字中台一五一ノ二の内、一五一の内、一五三の内、一五六ノ一の内、一五六ノ二の内字下前田五四の内、五四次一五四ノ二の内、五四ノ三の内、五三次一、五三の内、五三次二及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字奥崎字横枕に変更。

奥崎字上横枕九六ノ一、九七ノ一の内、九八ノ一の内、九七ノ二の内字中台一三八の内、一三九の内を大字奥崎字土居に變更。
奥崎字土居一二二ノ一、一二二ノ二の内、一二二ノ三の内、一二二ノ四、一一三ノ一の内、一一七ノ二の内字上横枕九七ノ二の内、九八ノ一の内、字上前田三三〇の内、三三一ノ一の内、三三二、三三三ノ三、三三三ノ四、字観音堂一二四ノ一の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字奥崎字中台に變更。

奥崎字中台一三一の内、一三二の内、一三三の内、一三

四の内、字代々部三三四の内三三六の内、三三七の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字奥崎字上前田に変更。

奥崎字中台一三一の内、一三二の内、一三三の内、一三四の内、一三五の内を大字奥崎字代々部に変更。

奥崎字中台一二七の内、一二七ノ一の内、一二八の内、一二九の内、一三〇、一三一の内、一三二の内、一三三の内、一三四の内、一三五の内字代々部三三五の内、三三六の内、三三七の内、三四四の内、三四五ノ二の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字奥崎字半田に変更。

奥崎字半田三四八の内、三五九の内、三六〇の内字代々部三四五ノ一の内、三四六の内、三四七の内大字大坪字三反田六三の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字奥崎字藪ヶ鼻に変更。

奥崎字細通り四〇七、四〇八、四〇九、四一〇、四一一ノ一字堂田四二二の内、四二三の内、四二四の内、四二五の内、四二六の内、四二七の内、四三一の内、

四三二、四三三、四三四の内、四三八ノ一の内、四三九ノ一の内、四四〇ノ一、四四一ノ一字半田三五九の内、三六〇の内、三六一字藪ヶ鼻三九四の内、

三九六の内、三九七ノ一の内、三九七ノ二の内、三九七ノ三の内、三九九の内、四〇〇、四〇一の内、四〇二、四〇三、四〇四ノ一の内、四〇四の内大字大坪字三反田六七ノ一の内大字大坪字頭無シ八七ノ一の内、八七ノ二の内、八八、九二ノ二の内、九二ノ三の内、八九の内、及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字奥崎字嶽立に変更。

大坪字大上軍八九の内、九二ノ三の内、九二ノ二の内、九〇の内、九一の内字穴尾一〇九ノ一の内、一〇九ノ四の内、一一〇ノ一、一一〇ノ三、一一一ノ一及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字奥崎字堂田に変更。

奥崎字観音堂一二四ノ一の内字中台一二七ノ一の内、一二八の内、一二九の内字半田二二五二の内、三三三の内、三五四ノ一の内、三五五、三五六、三五七の

内、三五八の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字奥崎字藪ヶ鼻に変更。

青谷字平田前三四五の内、三四六の内、三四九の内、三五〇の内、三五三ノ一の内、三五四ノ一の内、三五七ノ一の内、三四五ノ二の内大字青谷字亀尻三五八ノ一の内、三六一ノ一、三六二ノ一、三五八ノ四大字善田字酒林一五一ノ一の内、一五一ノ二の内、一五一ノ三の内、一五〇ノ一の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字善田字平田前に変更。

善田字平田前五六の内を大字善田字酒林に変更。

善田字北鼻五七の内、及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字善田字前田に変更。
青谷字川向う三四三ノ四を大字善田字クドレに変更。
善田字内江尻一七四の内字オノ尾二三三の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字善田字下モ狐

殺シに変更。

善田字下モ狐殺シ一五九ノ一の内、一六一ノ一、一六二の内字オノ尾二三三ノ一大字青谷字ツキト一二八ノ一の内、一二五ノ三の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字上善田字内江尻に変更。

鳥取県告示第五百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十三年十月二十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

退任した役員の名及び住所

大沢土地改良区

理事長 戸田利昭 米子市両三柳

副理事長 井上光恵 東福原

理事 井上善司

潮	戸田	森尾	大上	太田	井坂	大先	梶原	宮原	倉立	永本	森井	田平	前田	永惠	天野	松田	井上
孝道	義人	健藏	傳藏	茂寿	祐安	安五郎	理三郎	利徳	俊明	長秀	新市	勝晴	茂明	清太郎	政夫	明雄	豊茂
西福原	西福原	西福原	西福原	西福原	西福原	西福原	西福原	西福原	西福原	西福原	西福原	西福原	西福原	西福原	西福原	西福原	西福原

福原 亀寿
 小別所 貞徳
 川見 義昌
 監事 渡辺 嘉吉
 宮平 敦明
 横地 信夫
 影谷 勘一
 小村 政次郎
 北条川土地改良区
 理事 石賀 正己
 東伯郡北条町大字曲
 就任した役員の名及び住所
 大沢土地改良区
 理事長 戸田 利昭
 副理事 井上 万吉男
 理事 湖 孝道
 戸田 義人
 中山 典治
 米子市両三柳
 東福原
 西福原

太田	国尾	大先	梶原	管田	大西	倉立	岩本	森井	田平	宮原	永惠	宮西	松田	井上	北尾	谷森	小別所
茂寿	春吉	安五郎	理三郎	明	吉重郎	俊明	茂	鉄夫	勝晴	利徳	清太郎	利雄	明雄	豊茂	忠治	寛	貞徳
米原	米原	米原	米原	米原	米原	米原	米原	米原	米原	米原	米原	米原	米原	米原	米原	米原	米原

鳥取県告示第五百二十六号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第一項の規定により、境港市から市の行う土地改良事業の施行の認可申請があつたので、当該土地改良事業計画(かんがい排水)につき詳細な審査を行った結果、右申請を適当と決定した。
 よつて次のように縦覧に供する。
 昭和三十二年十月二十二日
 鳥取県知事 遠藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十二年十月二十三日から同年十一月十一日まで

三 縦覧の場所

境港市役所

四 異議の申立

利害関係人において、公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもって知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百二十七号

東伯郡赤碓町から申請のあつた町の行う土地改良事業について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十二年十月十一日認可した。

昭和三十二年十月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百二十八号

西伯郡大山町大字平池田広義ほか十四人の者から申請のあつた平土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十二年十月十一日認可した。

昭和三十二年十月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百二十九号

東伯郡東伯町大字八橋堀江実藏ほか十四人の者から申請のあつた八橋中央土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十二年十月十一日認可した。

昭和三十二年十月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百三十号

鳥取県都市計画事業鳥取火災復興土地区画整理施行者鳥

取県知事遠藤茂から昭和三十二年九月十三日発道第一七七号で申請の鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区画整理変更設計書及び施行規程を認可した。

昭和三十二年十月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

人事委員会規則

鳥取県人事委員会委員長の選挙等に関する規則をここに公布する。

昭和三十二年十月二十二日

鳥取県人事委員会委員 中 本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第十五号

鳥取県人事委員会委員長の選挙等に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第八条第四項の規定に基き委員長の選挙等に関する事項を定めることを目的とする。

(選挙の方法)

第二条 委員長の選挙は、委員の投票又は指名推薦により行う。

(任期)

第三条 委員長の任期は、選挙の日から一年とする。ただし、再選されることができる。

(職務代理者の指定)

第四条 委員長が選任されたときは、委員長は速かにその職務を代理する委員の指定を行わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和三十二年十月十五日から適用する。

公 告

齒科技工法（昭和三十年法律第六十八号）附則第三条第一項の規定に基き昭和三十二年度齒科技工士試験の合格者は次のとおりである。

昭和三十二年十月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町取
印刷所 鳥取県鳥取市東町取

受験番号	氏名	住所
一	高田 豊	二二 杉山 清美
二	盛田 栄	二三 宇田川 美咲枝
三	安藤 笑喜	二四 西村 たきえ
四	山口 賢治	二五 藤原 衣江
五	増田 馨	二六 山根 義務
六	尾下 啓二	二七 長谷 一
七	北山 京子	二八 菊川 信夫
九	吉田 とし子	
〇	河 中 秀夫	
一	井 上 繁春	
二	山 田 行孝	
三	新 井 勇	
四	石 原 昭彦	
八	西 本 克己	
九	塔 田 清平	
〇	板 谷 達郎	
二	横 木 八郎	